

主観数値について

昭和村では、令和3・4年度からの入札参加資格審査に関して、昭和村建設工事請負業者選定要領を改正いたしました。

①建設工事における入札審査については、評点による工事ランク分けを実施するとともに、評点の基礎となるものを客観数値及び主観数値の合計数値とすることといたしました。

客観数値については、ご提出いただく経営事項審査結果通知の数字とさせていただきます、主観数値については、別紙の「別表第1 主観数値の評点方法（第5条の2関係）」により計算された「様式第2号（別表3関係）」の点数といたします。

②「測量・コンサルタント」「物品・製造・委託等」については、評点によるランク分けはありませんが、一般・指名業者選定にあたり参考とする場合があります。

なお、主観数値については、**提出は任意**になりますので、提出が無い場合は主観点数を付加いたしませんのでご了承をお願いいたします。

様式第2号（別表3関係）

住所
商号又は名称

| 項目 | 公共機関名 | 期間 | 点数 |
|---------------------------|-------------|-------|-----|
| 指名停止について 有 ・ 無 | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | 業務内容 | 期 日 | 点 数 |
| 災害応援対策業務について 有 ・ 無 | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | 除雪作業 | 回数・台数 | 点 数 |
| 除雪作業について 有 ・ 無 | 1 前々年除雪回数 | | |
| | 前年除雪回数 | | |
| | 2 除雪機器の台数 | | |
| | 地域貢献活動内容 | | |
| 地域貢献活動について 有 ・ 無 | 1 奉仕活動内容 | 期 日 | 点 数 |
| | | | |
| | | | |
| | 2 職場体験受入内容 | 期 間 | 点 数 |
| | | | |
| | | | |
| | 3 昭和村民の数 | 人数 | 点 数 |
| | 正規職員 | | |
| | 正職以外で1年以上雇用 | | |
| | 4 昭和村消防団員 | 人数 | 点 数 |
| | 常勤の役職員 | | |
| | 正職以外で1年以上雇用 | | |
| | 5 昭和村の役職員等 | 人数 | 点 数 |
| 非常勤の特別職(消防団除く) | | | |
| その他、任意の組織・審議会 | | | |
| 合計得点 | | | |

※村民・消防団員及び昭和村役職員の氏名及び役職は、別紙添付「様式任意」

別添 1

主観数値の評点方法 (昭和村建設工事請負業者選定要領第5条の2関係)

| | |
|-----------------------|--|
| <p>指名停止の期間及び文書通告</p> | <p>1 適格審査年の前年及び前々年の2ヶ年において、公共機関等より、一定期間の指名停止措置を受けた者は、次の期間に応じた数値とする。</p> <p>4ヶ月 - 20点 1ヶ月以上4カ月未満 - 10点 1週間以上1カ月未満 - 5点</p> <p>2 文書通告が2回以上あった場合は-3点とする。</p> |
| <p>災害応急対策業務に関する協力</p> | <p>1 適格審査年の前年及び前々年の2ヶ年において、村が要請し、災害応急対策業務のために従事した回数1回につき3点を加点する。ただし、15点を上限とする。</p> |
| <p>除雪作業</p> | <p>1 適格審査年の前年及び前々年の2カ年において建設課が確認した除雪作業業務の回数により次の区分のとおり加点する。ただし、回数は年間として算出する。</p> <p>・1回以上10回未満 5点 ・10回以上20回未満 10点 ・20回以上 15点</p> <p>2 村と除雪契約を締結している場合は除雪機械の基準日現在の保有状況により、次の区分により加点する</p> <p>・1台 5点</p> <p>注1 除雪作業は、除雪、砂散布とする。 注2 対象とする除雪機械は所有する機械とする。</p> |
| <p>地域貢献活動等</p> | <p>1 適格審査年の前年及び前々年の2カ年において、会社としての活動として昭和村内での(1)～(4)のいずれかの事項に該当する活動を年間2回以上実施した場合、次の数値とする。 10点</p> <p>(1)道路清掃等のボランティア活動 (2)河川等の環境保全のための活動 (3)建設業を活かした地域貢献活動 (4)スポーツイベント等へのボランティア活動</p> <p>2 適格審査年の前年及び前々年の2カ年において、中学生の職場体験、高校生以上のインターンシップ(1回当たり2日以上)及び小学校等の総合学習の受け入れを行った場合、次の数値とする。 10点</p> <p>3 審査基準日において、住民票を有する昭和村村民を雇用している場合は、正規職員1名につき5点、正職以外で1年以上雇用1名につき2点とする。</p> <p>4 審査基準日において、昭和村消防団員がいる場合、次の区分により加点する。</p> <p>・常勤の役職員 10点 ・正職以外で1年以上雇用 5点</p> <p>5 審査基準日において、昭和村の役職員等がいる場合、次の区分により加点する。</p> <p>・非常勤の特別職(消防団を除く) 10点 ・その他、任意の組織・審議会 5点</p> |

